

令和元年度 戦略的基盤技術高度化支援事業（事業概要）

1. 制度の目的

この事業は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「ものづくり高度化法」といいます。）に基づくデザイン開発、精密加工、立体造形等のものづくり基盤技術の高度化を図ることを目的として、中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓等の取組を支援します。

2. 対象事業

この事業の申請対象事業は、ものづくり高度化法第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、新たにものづくり高度化法第4条の認定（ものづくり高度化法第5条の変更認定を含みます。）を受けた特定研究開発等計画又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」といいます。）の承認を受けた地域経済牽引事業計画（以下「法認定計画等」といいます。）を基本とした研究開発等の事業になります。

3. 対象事業者

- この事業の対象事業者は、ものづくり高度化法の認定を受けた中小企業・小規模事業者又は地域未来投資促進法の承認を受けた中小企業・小規模事業者（以下「法認定事業者等」といいます。）を含む、事業管理機関、研究実施機関、アドバイザーなどによって構成される共同体を基本とします。
- この事業への申請は、事業管理機関が行うことになります。事業管理機関は、研究開発計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。国と総合的な連絡窓口を担い、補助事業の遂行・経費管理における責任を有します。

4. 補助事業期間と補助金額等

補助事業期間：2年度又は3年度

補助金額（上限額）：単年度4,500万円以下

2年度の合計で、7,500万円以下

3年度の合計で、9,750万円以下

補助率：2/3以内（ただし、大学・公設試等の場合は定額）

5. 公募期間

平成31年1月28日（月）～平成31年4月24日（水）

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み

